小野町

http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/6/rinzihukushikyuuhukin.html

臨時福祉給付金に関するお知らせ（平成27年度）

印刷用ページを表示する　掲載日：2015年8月5日更新

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことを受けて、所得の低い方々への影響を緩和するため、臨時的な取り扱いとして、平成26年度に引き続き「臨時福祉給付金」を支給します。

支給対象者

次の条件をすべて満たしている方

（1）　基準日（平成27年1月1日）において、小野町に住民登録されている方

（2）　平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方。ただし、町民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方を除きます。

（3）　生活保護等を受給されていない方

※平成27年1月1日時点で小野町以外の市区町村に登録されていた方は、平成27年1月1日時点で住民登録のあった市区町村にお問い合わせください。

給付額

支給対象者1人につき　6千円

※平成27年度は、基礎年金や児童扶養手当の受給者等に対する5千円の加算措置はありません。

申請期間

平成27年8月25日（火）から平成27年11月26日（木）

集中受付期間

平成27年8月25日（火）から8月28日（金）及び8月30日（日）・8月31日（月）

午前9時から午後5時まで（ただし26日（水）は午後7時まで）

集中受付会場

小野町役場　第2会議室

※集中受付期間以降は役場窓口での受付となります。

申請方法等について

8月中旬ごろに、臨時福祉給付金の対象と見込まれる世帯主の方あてに、申請書を郵送いたします。

※支給対象者となるにもかかわらず、8月下旬ごろまでに申請書が届かない場合は、役場健康福祉課（0247-72-6934）までご連絡ください。

提出書類

1　申請書

2　本人確認書類（写）
　※運転免許証、健康保険証、パスポート等の写しなど

3　振込先口座が確認できる書類（写）
　※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しなど

給付金の支給について

申請受付後に支給要件の審査を行い、１ヶ月を目途に、ご指定の金融機関口座に振り込みます。

なお、支給開始時期は、10月以降となります。

関連リンク

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

臨時福祉給付金（厚生労働省ホームページ）

このページに関するお問い合わせ先

健康福祉課　代表
〒963-3492 福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻92
Tel：0247-72-6934　Fax：0247-72-3121
お問い合わせはこちらから